

「おおたき龍神湖」湖面利用計画

(大滝ダム湖面利用計画)

平成30年3月

「おおたき龍神湖」湖面利用協議会

「おおたき龍神湖」湖面利用計画

「おおたき龍神湖」湖面利用協議会は、おおたき龍神湖（大滝ダム湖）面の持続的な利用を図るとともに、吉野川・紀の川の水源地である川上村に位置するおおたき龍神湖として、源流部に位置するダム湖面に相応しい健全な水環境の保全と、利用者の安全の確保のために『「おおたき龍神湖」湖面利用計画』を次のとおり定め、利用者に遵守を求めるものとする。

1.環境保全

1-1. 水質保全

水質事故の発生を未然に防止するため船舶の利用を制限する。また、貯水池の水質を悪化させる行為は禁止する。

1-2. 周辺環境の保全

おおたき龍神湖周辺の良好な自然環境を守るため、おおたき龍神湖での騒音を伴う行為を制限する。

1-3. 生態系の保護

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に従い、オオクチバス、ブルーギル等、生態系に影響を与える種の移植を禁止し監視する。

また、特定外来生物の種に対し、生態系の保全のため、必要に応じて駆除や捕獲等の対策を協議する。

1-4. ゴミ投棄等の規制

河川区域でのゴミ等の投棄は河川法で禁止されているが、さらに「ゴミの持ち帰り」を徹底する。また、おおたき龍神湖周辺で行われるレクリエーションによる水質汚染防止の呼びかけなど環境保全に関する啓発を行うものとする。

利用者は、利用者に起因するごみ等は必ず持ち帰らなくてはならない。利用者に起因しないごみに関しても持ち帰りを呼びかける。

また、ごみ等を不法投棄するものを見かけた場合、警察もしくはダム管理者への通報をするよう利用者へ呼びかける。

2.安全管理

おおたき龍神湖やその周辺の利用にあたり、安全管理は利用者の自覚と自己の責任において行うものとする。

一方、おおたき龍神湖面の利用に伴い発生することが予測される事故の防止に努めるとともに、万一発生した場合は関係各機関が速やかに対応できるよう、関係機関相互の連絡体制を確立する。さらに安全管理をより効果的なものにするために関係機関において協議をするものとする。

2-1. 事故等の防止

事故を未然に防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 湖面を使用するすべての利用者にライフジャケットの着用を義務付ける。
- (2) 遊泳は禁止する。
- (3) ボート定員の厳守、酒気おび者の利用の禁止、その他危険行為の禁止を徹底する。
- (4) 「おおたき龍神湖」湖面利用協議会は、事故防止や安全管理に向け関係機関と協議を行う。

2-2. 事故発生時の連絡体制

湖面において事故等が発生した場合の連絡体制は別添「事故時の連絡体制」のとおりとする。

2-3. 山林火災等の防止

- (1) 貯水池周辺でのたき火等は禁止とする。
- (2) おおたき龍神湖周辺で山林火災等の発生などにより、消防より協力要請があった場合、湖面利用等の協力を行う。

2-4. 自己責任の原則

湖面利用は自己責任において行動し、湖面において発生した事故等については、利用者の責任で対応するものとする。

3.利用の方法

おおたき龍神湖の利用者は、以下の事項を遵守することとする。

- (1) 湖面利用者は、湖面への進入に際しては、川上村が占有・管理する坂路を使用することとする。これ以外の方法によるおおたき龍神湖面への進入は禁止する。
- (2) 湖面利用に際しては、川上村が指定する湖面利用指導者が同伴することとする。湖面利用指導者は、おおたき龍神湖が水源地である川上村におけるダム湖であることを理解のうえ、川上村による水源地の村づくりの取り組みなどを利用者に伝えることとする。
- (3) 湖面利用指導者は、湖面利用に際し予め川上村に所定の手続により届出をし、許可を得なければならない。
- (4) 利用範囲において気象警報（大雨・洪水等）が発令されているときは、湖面の利用を禁止とする。その他気象条件に起因するトラブルは、湖面利用指導者並びに利用者の自己責任とし、安全管理に十分留意すること。

4.地域の振興と活性化

おおたき龍神湖の適正な利用を促進し、地域の振興と活性化に資するため、広く一般の人々が利用できるよう努める。また、ダム湖やその周辺を利用した各種イベントやボランティア活動に協議会として積極的に協力する。

5.利用水域及び通航禁止区域等

5-1. 湖面の利用水域

湖面の利用水域は常時満水位（標高321m）から第2期制限水位（標高290m）の間とする。また、増水時や洪水調節時には必要に応じて利用を制限する。

5-2. 通航禁止区域及び遊漁禁止区域

河川管理施設の操作等の支障となることから、また危険防止の観点から次の水域を通航禁止区域及び遊漁禁止区域とする。

通航禁止区域
① ダム堤体付近(堤体から網場)
② 白川渡オートキャンプ場乗り入れ口より上流

遊漁禁止区域
① ダム堤体付近(堤体から網場)

6.湖面の利用期間及び利用時間

6-1. 利用期間

利用期間は通年とする。大滝ダムの運用による湖面の水位変動中も利用は可能とする。(ただし、ダム管理者、漁業協同組合の作業に支障になる場合は利用を制限することがある。)

6-2. 利用時間

利用時間は、原則として日出(岸発)から日没(岸着)までとし、夜間の利用は禁止とする。

7.おおたき龍神湖の利用の範囲

おおたき龍神湖では、遊泳は禁止する。エンジン付きボート類の利用は禁止(ダム管理者、漁業協同組合の船は除く)する。また、手漕ぎボートであっても、流木や露岩に接触して簡単に破損するような安全性に欠ける船舶の使用を禁止する。釣り人の使用するフローターは、遊泳と見なし禁止とする。

利用者の安全及び水質や周辺環境の保全が図られるよう利用できる範囲を次のとおりとする。

区分	種類
利用できる範囲	カヌー等手漕ぎボート(低速度・低騒音の電気モーターは利用可能) 釣り
利用できないもの	エンジン付ボート(船舶免許が必要な電気モーター付ボートも利用不可)、水上バイク類、水上スキー、ウェークボート、 キャンプ 遊泳

※エンジン付きボート類の使用は、外来種の駆除やイベントなどダム管理者が許可した場合のみとする。

※船舶の係留は貯水池に水位変動があるために禁止とする(ダム管理用船舶は除く)。

(詳細については、ダム管理者と協議を行うものとする。)

※ダム湖の維持管理および人命救助等の緊急時対応のために必要な船等の湖面への進入については、この計画の対象外とする。

なお、貯水池法面は急峻で足場が悪いため、ボート乗場は、次の場所とする。

乗船場
・寺尾進入路 ・佐本進入路 ・宮の平進入路 ・なめき進入路 ・白川渡オートキャンプ場進入路

なお、進入路への車の乗り入れは、ダム管理者が認めた場合に限る。

8.利用者同士の協調

- (1)車は他人の迷惑にならないよう、また、駐車スペースが狭いため譲り合っ
て駐車するものとする。
- (2)おおたき龍神湖面の利用者や利用組織は協力調整に努力するものとする。

9.その他

- (1)大滝ダムは貯水池管理上支障がある場合には湖面の利用を禁止するものとする。
- (2)本ルールを変更する場合は、「おおたき龍神湖」湖面利用協議会を開催し、合意を得る必要がある。

附則

平成30年3月5日 施行

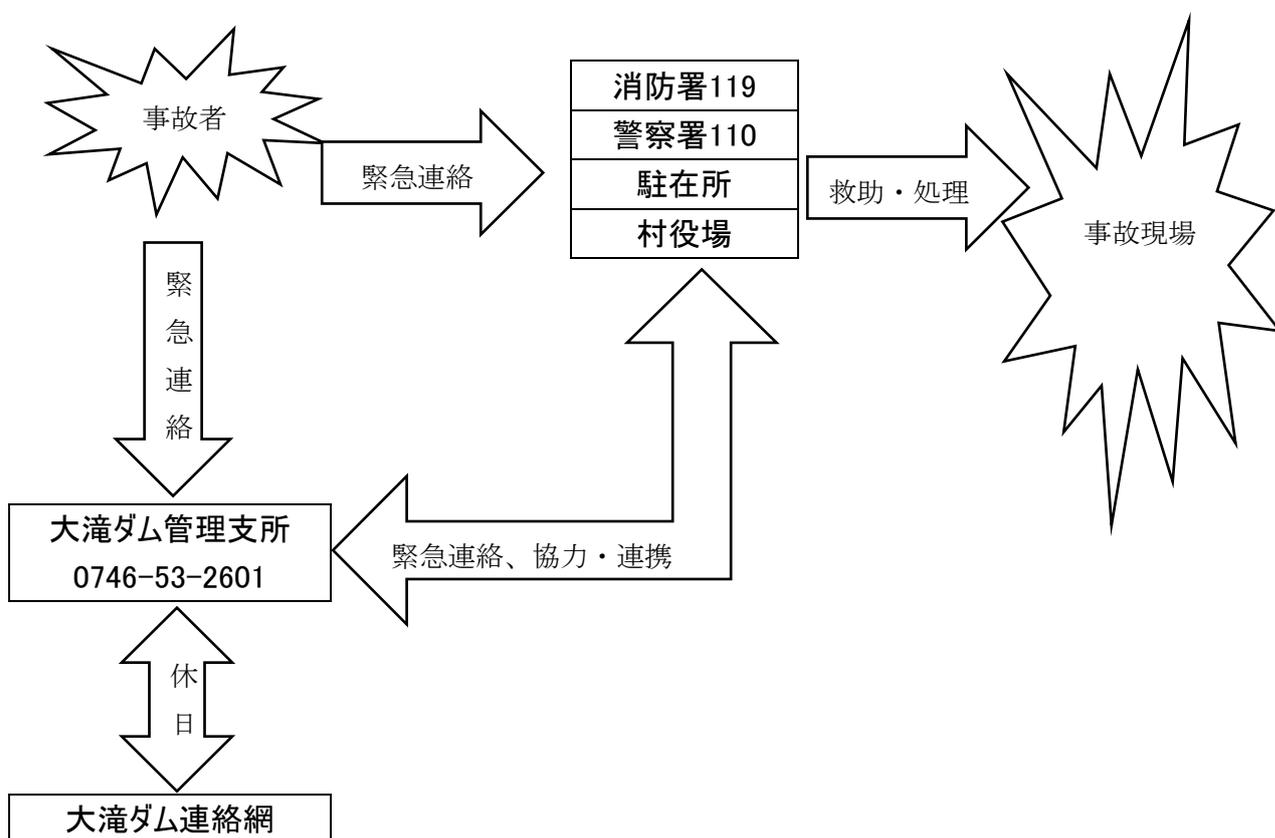
別添

事故時の連絡体制

おおたき龍神湖面の利用に伴い発生することが予測される事故を、未然に防止することができるよう、利用にあたってのルール(「おおたき龍神湖」湖面利用計画)を定めるが、万一事故が発生した場合は関係機関が速やかに対応できるように、関係機関相互の連絡体制を次のとおり規定する。

さらに、安全管理をより効果的なものにするための方策を整備する。
(立て札等の設置、「パンフレット」による啓発等)

事故時の連絡体制



※防災・緊急時の給水などの湖面利用に際しては、別途、委員相互による協定に基づく連絡体制により、協力・連携を行う